

# 定 款

社会福祉法人まほろば福祉会

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第1種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設 翼の設置経営

#### (2) 第2種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業（ワークステーションやじろべえ）

(ロ) 障害福祉サービス事業（ほっとすてーしょん翼）

(ハ) 障害福祉サービス事業（さくら さくら）

(ニ) 障害福祉サービス事業（Yumeハウスやじろべえ）

(ホ) 障害福祉サービス事業（天領の杜）

(ヘ) 障害福祉サービス（地域支援局）

(ト) 指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業及び障害児相談支援事業  
（相談サポートまほろば）

(チ) 移動支援事業（ほっとすてーしょん翼）

(リ) 移動支援事業（さくら さくら）

(ヌ) 移動支援事業（天領の杜）

(ル) 福祉ホーム ケアホームBE・FREEの設置経営

(ヲ) 福祉ホーム 天領の杜の設置経営

(ワ) 福祉ホーム 喜楽家の設置経営

(カ) 老人居宅介護事業（ほっとすてーしょん翼）

(ヨ) 老人居宅介護事業（ももたろう）

(タ) 老人居宅介護事業（天領の杜）

(レ) 介護予防訪問介護事業（天領の杜）

(ソ) 地域密着型サービス（ほっとすてーしょん翼）

(ツ) 介護予防通所介護事業（ほっとすてーしょん翼）

### (名 称)

第2条 この法人は、障害の有無を超えたつどいの場の形成を目指して、社会福祉法人まほろば福祉会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎県宮崎市大字跡江525番地に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長は理事の互選により選任する。
  - 4 理事長は理事会の同意を得て理事のうち1名を常務理事に選任し、または解任することができる。
  - 5 理事長は、この法人を代表する。
  - 6 常務理事は、理事長を補佐し、業務を掌理する。
  - 7 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

### (役員の任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

### (役員を選任等)

第7条 理事は、評議員総数の過半数以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

### (役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意見を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、

理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び宮崎県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下の条において同じ。)
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の義務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を得なければならない。

(同 前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験がある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が2名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

## 第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種類とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 宮崎県宮崎市大塚町権現前874番1、874番4、877番所在の鉄骨造平家建てワークステーション やじろべえ 1棟(679.93平方<sup>㎡</sup>)
- (2) 宮崎県宮崎市大塚町権現前874番1、874番4、877番所在のワークステーション やじろべえ 敷地(1,772.06平方<sup>㎡</sup>)
- (3) 宮崎県宮崎市大字跡江525番地11、525番地12、525番地13、527番地2所在の鉄骨造スレート葺平屋建て福祉ホーム ケアホームBE・FREE 1棟(646.40平方<sup>㎡</sup>)
- (4) 宮崎県宮崎市大字跡江525番地11、525番地12、525番地13、527番地2所在の福祉ホーム ケアホームBE・FREE 敷地(2,560.56平方<sup>㎡</sup>)
- (5) 宮崎県宮崎市大字跡江525番地所在の鉄骨造2階建て障害者支援施設 翼(障害福祉サービス事業所 ほっとすてーしょん翼 通所生活介護を含む) 1棟(1,694.04平方<sup>㎡</sup>)
- (6) 宮崎県宮崎市大字跡江525番地、522番1、524番1、36番1、529番イ号所在の障害者支援施設 翼(障害福祉サービス事業所 ほっとすてーしょん翼 通所生活介護を含む)

- 敷地 (6090.14 平方<sup>㍓</sup>)
- (7) 宮崎県宮崎市大字跡江 609 番地 1 所在の鉄骨造平屋建てさくら さくら 1 棟(897.50 平方<sup>㍓</sup>)
- (8) 宮崎県宮崎市大字跡江 609 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建てさくらさくら 1 棟 (136.00 平方<sup>㍓</sup>)
- (9) 宮崎県宮崎市大字跡江 608 番地 1、608 番地 3、609 番地 1、609 番地 2 所在のさくら さくら 敷地 (3,515.11 平方<sup>㍓</sup>)
- (10) 宮崎県宮崎市大塚町権現昔 781 番地 1 所在の木造瓦葺 2 階建てグループホーム Yume ハウスやじろべえ 1 棟 (1 階 123.31 平方<sup>㍓</sup>、2 階 44.67 平方<sup>㍓</sup>)
- (11) 宮崎県宮崎市大塚町権現昔 781 番地 1 所在のグループホーム Yume ハウスやじろべえ 敷地 (524.34 平方<sup>㍓</sup>)
- (12) 宮崎県東諸県郡国富町大字竹田 793 番地所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建て 天領の杜 1 棟 (496.86 平方<sup>㍓</sup>)
- (13) 宮崎県東諸県郡国富町大字竹田 793 番地所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建て 天領の杜 作業棟 1 棟 (79.42 平方<sup>㍓</sup>)
- (14) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 191 番地所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建て 喜楽家 1 棟 (208.68 平方<sup>㍓</sup>)
- (15) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 191 番地所在の喜楽家 敷地 (684.29 平方<sup>㍓</sup>)
- (16) 宮崎県東諸県郡国富町大字竹田 793 番地所在の天領の杜 敷地 (2731.06 平方<sup>㍓</sup>)
- (17) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 166 番地 敷地 (296 平方<sup>㍓</sup>)
- (18) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 167 番地 1 敷地 (586 平方<sup>㍓</sup>)
- (19) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 167 番地 2 敷地 (390 平方<sup>㍓</sup>)
- (20) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 168 番地 敷地 (265 平方<sup>㍓</sup>)
- (21) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 169 番地 敷地 (73 平方<sup>㍓</sup>)
- (22) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 170 番地 敷地 (681 平方<sup>㍓</sup>)
- (23) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 172 番地 1 敷地 (300 平方<sup>㍓</sup>)
- (24) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 172 番地 2 敷地 (440 平方<sup>㍓</sup>)
- (25) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 173 番地 敷地 (1,041 平方<sup>㍓</sup>)
- (26) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 175 番地 敷地 (519 平方<sup>㍓</sup>)
- (27) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 177 番地 1 敷地 (415 平方<sup>㍓</sup>)
- (28) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 192 番地 敷地 (79 平方<sup>㍓</sup>)
- (29) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 193 番地 敷地 (69 平方<sup>㍓</sup>)
- (30) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 194 番地 敷地 (109 平方<sup>㍓</sup>)
- (31) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 195 番地 敷地 (148 平方<sup>㍓</sup>)
- (32) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 195 番地 1 敷地 (197 平方<sup>㍓</sup>)
- (33) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 195 番地 2 敷地 (128 平方<sup>㍓</sup>)
- (34) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 196 番地 1 敷地 (363 平方<sup>㍓</sup>)
- (35) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 196 番地 2 敷地 (465 平方<sup>㍓</sup>)
- (36) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 197 番地 敷地 (634 平方<sup>㍓</sup>)
- (37) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 198 番地 敷地 (366 平方<sup>㍓</sup>)
- (38) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 199 番地 敷地 (376 平方<sup>㍓</sup>)
- (39) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 200 番地 敷地 (109 平方<sup>㍓</sup>)
- (40) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 201 番地 1 敷地 (391 平方<sup>㍓</sup>)
- (41) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 201 番地 2 敷地 (114 平方<sup>㍓</sup>)
- (42) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 202 番地 1 敷地 (221 平方<sup>㍓</sup>)
- (43) 宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 202 番地 2 敷地 (83 平方<sup>㍓</sup>)

(44)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 203 番地 1	敷地	(542 平方 <sup>㍍</sup> )
(45)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 203 番地 2	敷地	(358 平方 <sup>㍍</sup> )
(46)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 204 番地	敷地	(89 平方 <sup>㍍</sup> )
(47)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 205 番地	敷地	(119 平方 <sup>㍍</sup> )
(48)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 206 番地 1	敷地	(378 平方 <sup>㍍</sup> )
(49)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 207 番地	敷地	(654.54 平方 <sup>㍍</sup> )
(50)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 207 番地 1	敷地	(45 平方 <sup>㍍</sup> )
(51)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 208 番地 1	敷地	(166 平方 <sup>㍍</sup> )
(52)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 223 番地 1	敷地	(4.88 平方 <sup>㍍</sup> )
(53)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 224 番地 1	敷地	(104 平方 <sup>㍍</sup> )
(54)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 225 番地 1	敷地	(110 平方 <sup>㍍</sup> )
(55)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 226 番地 1	敷地	(250 平方 <sup>㍍</sup> )
(56)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 227 番地 1	敷地	(267 平方 <sup>㍍</sup> )
(57)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 228 番地 1	敷地	(374 平方 <sup>㍍</sup> )
(58)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 229 番地 1	敷地	(340 平方 <sup>㍍</sup> )
(59)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 230 番地 1	敷地	(444 平方 <sup>㍍</sup> )
(60)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 231 番地 1	敷地	(476 平方 <sup>㍍</sup> )
(61)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 232 番地 1	敷地	(388 平方 <sup>㍍</sup> )
(62)	宮崎県東諸県郡国富町大字森永字池ノ向 233 番地 1	敷地	(392 平方 <sup>㍍</sup> )

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 27 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 29 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

(1) 宮崎県宮崎市大字跡江 525 番地 10、528 番地ハ号所在の鉄筋コンクリート造 3 階建て身体障害者地域在宅促進ホーム Be Fine 1 棟 (1,511.73 平方<sup>㍍</sup>)

(2) 宮崎県宮崎市大字跡江 525 番地 10、528 番地ハ号所在の身体障害者地域在宅促進ホーム Be Fine 敷地 (1,129.37 平方<sup>㍍</sup>)

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 19 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、宮崎県知事の承認を得なければならない。ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保に供する場合は、宮崎県知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第 20 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 21 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第 22 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2

以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第 23 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えておくとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部または一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 24 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 25 条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 26 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 5 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 27 条 この法人は社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 身体障害者地域在宅促進ホーム Be Fine の設置経営
- (2) 日中一時支援事業 (ほっとすてーしょん 翼)
- (3) 日中一時支援事業 (さくら さくら)
- (4) 日中一時支援事業 (天領の杜)

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益が出た場合の処分)

第 28 条 前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第 6 章 解散及び合併

(解 散)

第 29 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。



(残余財産の帰属)

第30条 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、宮崎県知事の認可を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、宮崎県知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎県知事に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人まほろば福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報及び新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	鬼 島 善 郎
理 事	仲 岡 紳 行
〃	押 川 久 見
〃	田 島 良 明
〃	長 尾 辰 男
〃	草 野 勝 彦
〃	山 下 ヤス子
監 事	大 野 昌 亮
〃	永 山 倫太郎